

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年11月18日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 新庄市立小・中学校の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年10月3日～平成25年10月25日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 学校徴収金等の管理について、通帳と印鑑の保管管理に不備な点が見受けられる学校があるので、該当する学校においては通帳と印鑑を別々に鍵のかかる場所に保管するよう改め、鍵の管理も同一人にならないよう留意すること。	1. 通帳と印鑑を別々に保管するよう改めました。また鍵のかかる設備等を有していない学校については、鍵のかかるキャビネットを設置し、保管管理体制をより厳重にしております。鍵の管理については、管理職及び事務職員の複数名にて管理を行うよう体制作りに努めております。
2. 切手受払簿の様式を、既に実施している学校を除き、切手の金種別に別葉として種類別の枚数管理がしやすい方法に改めること。	2. 切手受払簿については、種類別の枚数管理が確実にできる統一した様式を全小中学校で使用することとしました。